

風しん抗体検査及び風しん第5期定期予防接種のご案内

平成31年4月より、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性」を対象に、無料で風しん抗体検査及び予防接種を受けられる事業を実施しております。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない《陰性》の方が、予防接種の対象者となります。

令和4年3月31日で制度が終了予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和7年3月31日まで実施期間を延長することが国で決定されました。そのため、対象者のうち、「これまで本事業のクーポン券を利用して、抗体検査や予防接種を受けたことがない方」を対象に、新しい有効期限のクーポン券を送付いたします。実施の流れは、次ページのフロー図をご覧ください。

1 抗体検査・予防接種の対象となる方

【風しん抗体検査】

検査日時時点でさいたま市に住民登録があり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※過去に風しんにかかったことがある方、平成26年4月1日以降に風しん抗体検査を受けたことがある方であっても、本事業のクーポン券を利用したことがなければ検査を受けることができます。

※検査の結果、抗体価の数値が本事業の判定基準と照合して、基準値に満たない《陰性》となる方は、「風しん第5期定期予防接種」の対象となります。

(詳しくは本市ホームページ、風しんの追加的対策について、風しん抗体検査結果の判定基準をご覧ください。



【風しん第5期定期予防接種】

接種日時時点でさいたま市に住民登録があり、次の(1)、(2)にいずれにも該当する方

(1) 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

(2) 抗体検査の結果(平成26年4月1日以降に自身で行った検査も含む)が基準値に満たない《陰性》の方

2 実施方法(抗体検査・予防接種共通)

実施場所…風しん抗体検査・風しん第5期定期接種受託医療機関
厚生労働省HP《風しんの追加的対策について》を
ご参照ください。



次ページもご覧ください👉

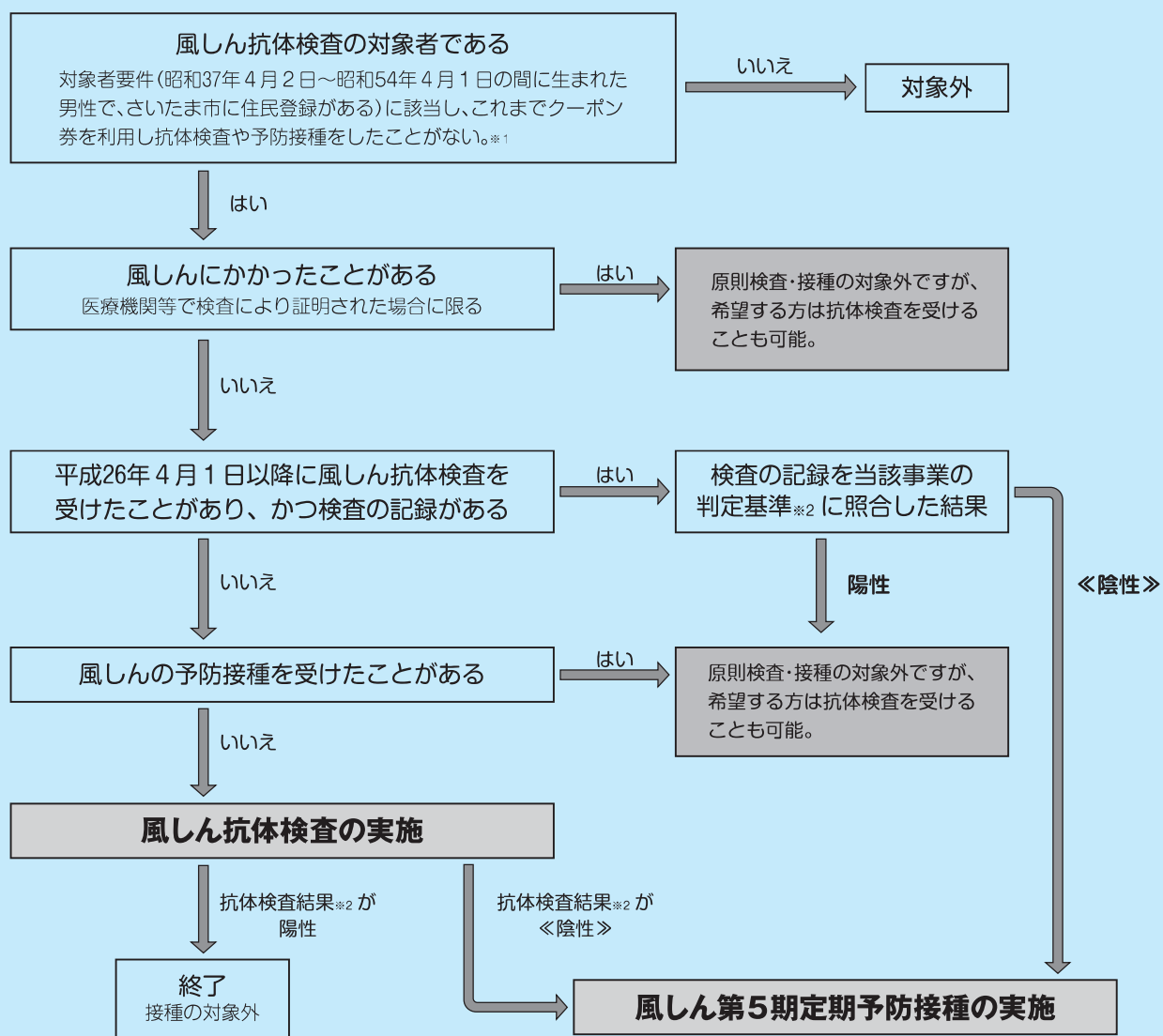
実施期間…令和7年3月31日まで

費用…無料（抗体検査・予防接種とも1回限り）

※クーポン券を利用して抗体検査や予防接種を無料で受けることができるのは1回限りです。重複して抗体検査や予防接種を受けた場合、費用はご本人負担となり、後日医療機関に費用をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

なお、風しん抗体検査は、職場の健診や特定健診の機会を利用して受検することも可能です。（健診先が受託医療機関でない場合は除く）

3 抗体検査・予防接種の流れ



※1 クーポン券で抗体検査を受け、抗体価が基準値以下の陰性なら予防接種を受けることは可能です。

※2 本市 HP「風しんの追加的対策について」に掲載する、判定基準をご確認ください。

4 実施時に医療機関に持参するもの（抗体検査・予防接種共通）

本人確認書類…運転免許証、健康保険証、個人番号カードなど本人確認ができるもの
クーポン券…本通知に同封しているクーポン券
風しん抗体検査結果書類…風しん抗体検査結果が「陰性」で予防接種を受ける方のみ

5 抗体検査・予防接種を希望される方へ

1. 風しんについて

風しんの概要、症状、発生状況、ワクチンなど、詳しい情報は、厚生労働省HPをご覧ください。



2. 予防接種を受けることができない方

- (1) 接種直前の体温が 37.5℃以上である方
- (2) 重い急性の病気にかかっている方
- (3) 麻しん・風しん混合ワクチンに含まれる成分で重いアレルギー反応（アナフィラキシー）を起こしたことがある方
- (4) その他、接種医に接種しない方が良いと判断された方

3. 予防接種を受けるときに注意が必要な方（※接種については接種医と相談してください）

- (1) 先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、血液、脳神経、発育発達の病気、悪性腫瘍など何らかの病気がある方
- (2) これまでの予防接種で2日以内に発熱がみられた方、またはアレルギーを疑う症状（全身の発疹やじんましんなど）がみられた方
- (3) これまでにけいれんを起こしたことがある方
- (4) これまでに免疫機能に異常があると言われたことがある方、近親者に先天性の免疫不全症の人がいる方
- (5) ワクチンに含まれる成分でアレルギーを起こすおそれのある方（接種医にお尋ねください）

4. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
※給付申請の必要が生じた場合には、まずは予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

5. その他注意事項について

※クーポン券受領後に市外に転出した場合は、さいたま市で発行したクーポン券はご利用できません。住民登録のある転出先の自治体からクーポン券の再発行を受けてください。

※クーポン券作成日時点において、利用歴がない方に送付していますが、医療機関を受診してから市でクーポン券の利用を確認するまでに数か月かかることもあります。そのため、すでに受診済みで本通知が届いた場合は行き違いですのでご容赦ください。また、重複して利用されないようくれぐれもご注意ください。

◆◆不明な点や心配なことは、各区役所の保健センターへお問い合わせください◆◆
(午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日・年末年始は除く)

西 区保健センター	TEL 620-2700	FAX 620-2769	桜 区保健センター	TEL 856-6200	FAX 856-6279
北 区保健センター	TEL 669-6100	FAX 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	FAX 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	FAX 646-3169	南 区保健センター	TEL 844-7200	FAX 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	FAX 681-6169	緑 区保健センター	TEL 712-1200	FAX 712-1279
中央区保健センター	TEL 840-6111	FAX 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	FAX 790-0259